

森林及び林業分野の協力覚書
(仮訳)

日本国農林水産省とインド国環境・森林・気候変動省

日本国農林水産省とインド国環境・森林・気候変動省（以下、「両国」という）は、気候変動に対する森林の役割及び自然災害に対する森林の防災力の発揮といった、世界的な環境問題への対応の必要性を認識し、森林及び林業分野の二国間協力を強める必要性を重視し、両国間の友好関係を強化し、以下の事項を認識した。

1. 両国は、この覚書の下、次の分野における協力を強化する。

- a) 人材育成と研修機関間の交流
- b) 持続可能な森林経営
- c) 森林保全と山地災害防止
- d) 生物多様性の保全
- e) 森林資源の有効利用
- f) 森林及び林業政策に関する情報共有、技術交流
- g) 林業セクターの研究開発

2. この覚書の枠組のなかで、協力を強化するための意見交換とロードマップ策定のため、両国は共同ワーキンググループを立ち上げることができる。このワーキンググループは、定期的で開催され、2国間で交互に、基本的に毎年開催する。

3. ワーキンググループの開催に当たっては、ミッションを派遣する国は、（可能な範囲で）旅費や宿泊費等すべての費用を負担する。開催国は、（可能な範囲で）開催に関するすべての経費を負担する。

4. この覚書は、両国が署名した日から、発効する。

この覚書は、5年間有効である。その後は、一方の国がもう一方の国に対し、少なくとも3か月前までに終了させるべき旨の書面での通報がない限り、同じ期間（5年間）単位に自動更新される。また、本覚書は両国の同意により、必

要に応じて内容を修正することができる。

デリーで署名

2015年12月11日

2つの英語の原本

日本国農林水産省

インド国環境・森林・気候変動省

今井 敏

林野庁長官

シャラード・シン・ネギー

森林局長